

事務所便り

2022年3月号
2022年3月29日

鎌田公認会計士事務所
税理士法人 鎌田総合事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

今月号は、10日遅れの発送となりました。
すっかり雪も終わり、春めいてきました。まん延防止措置も解除されました。
日常生活を取り戻せる気配です。今後とも、よろしくお願い致します。

ロシアとウクライナ

公認会計士 鎌田直善

ロシアがウクライナに侵攻しました。第一報を聞いたとき、これは下手をすると地球が割れる話になる、と危惧しました。

しかし、ウクライナ国民の頑強な抵抗、ロシア兵士の士気が低いこと、兵站が追い付かないことなどにより、ロシア軍の進撃は頓挫している模様です。

アメリカでは、ロシアのプーチン大統領の判断の合理性や精神的安定性を危惧する議論も持ち上がっています (<https://wedge.ismedia.jp/articles/-/25980> など)。

長年にわたり独裁者の座にいたことが、情報過疎・誤判断の原因となったのではないかと。

改めて、定期的に自由選挙によって政権を選ぶ、という政治体制が大事であると感じます。

また、西欧諸国と日本が即座に一致団結して経済制裁措置をとったことは、ロシアに対して大きな打撃を与えました。

その反面、世界全体で、石油等資源の需給逼迫による価格上昇、それによる諸物価の上昇、経済成長の鈍化が懸念されています。それらの対価を払って、どこまでウクライナを支援するのか、と試されているのだと思います。

一方で、心配されるのは台湾の安全保障に及ぼす影響です。

ウクライナ侵攻直後には、西側諸国が結束してロシアに対する大規模な経済制裁を実施したので、中国は、台湾統合をこれまでよりも躊躇するようになるだろうと言われていました。

現段階では、中国は、ロシアへの経済制裁を支持してはいません。中国の国民感情がどのような反応を見せるかに注目しています。ロシアのウクライナ侵攻自体には好感を持たなくても、西側の一致したロシア制裁には反発があるかもしれません。

台湾の国際政治上の重要性は、経済面でも、自由選挙が実施されている国だという政治上の位置づけからしても、非常に大きなものです。また、日本の安全保障にダイレクトに影響します。最近、アメリカでは、台湾の防衛に関して、従来の「あいまい戦略」を捨てて、台湾を防衛する旨、はっきりコミットメントすべきだという意見が出ています。

日本の態度が問われているものと考えています。

成年年齢の引下げによる税制への影響

スタッフ 高月 晋太郎

令和4年4月1日に改正民法が施行され、成年年齢が現行の20歳から18歳に引下げられます。成年に達すると、親の同意を得ることなく、携帯電話を契約する、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードを作る、ローンを組む等の契約行為が可能となります。

成年年齢の引下げによって、贈与税においても改正がありますので、主な項目についてその変更点を簡略に御説明します。

I 贈与税の特例税率

贈与税の暦年課税の税率には、一般税率と、特例税率の2種類があります。

*特例税率（現行）：贈与年の1月1日において20歳以上の者が父母や祖父母などの直系尊属から受けた贈与財産に適用される税率で、一般税率以下の税負担となっています。

*特例税率（改正）：令和4年4月1日以後の贈与については、贈与年の1月1日において18歳以上に変更されます。

例えば、令和4年1月1日において19歳の者が、令和4年1月～3月に受けた贈与については、特例税率（現行）ではなく、一般税率が適用されます。

同じく、令和4年1月1日において19歳の者が、令和4年4月1日以後に受けた贈与については、特例税率（改正）の適用を受けることができます。

II 相続時精算課税の選択

相続時精算課税制度とは、贈与年の1月1日において60歳以上の父母又は祖父母から、同日において20歳以上の子又は孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。この場合の受贈者の年齢要件が、令和4年4月1日以後の贈与については贈与年1月1日において18歳以上に変更されます。

III 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和5年12月31日まで2年間延長されました。限度額、年齢要件の変更があります。

① 非課税限度額（令和4年1月1日～令和5年12月31日）

区分	非課税限度額
耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,000万円
上記以外の住宅用家屋	500万円

② 受贈者の年齢要件

令和4年3月31日迄の贈与：贈与年の1月1日において20歳以上

令和4年4月1日以後の贈与：贈与年の1月1日において18歳以上

営業時間等のお知らせ

例月通り、土・日・祝日はお休みです。ゴールデンウィークも暦通りです。

職員の就業時間は9時～18時です。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。